



平成 30 年 5 月 16 日

各 位

会社名 相模ゴム工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大跡一郎
(コード番号 5194 東証第 2 部)
問合せ先 総務部次長 友田諒一
(TEL 046-221-2311)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「単元株式数の変更」を決議するとともに、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更理由

投資家にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上や株主層拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日（効力発生日）

平成 30 年 10 月 1 日（月曜日）

（ご参考）

上記変更に伴い、平成 30 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- ② インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上のため、現行定款第5条（公告方法）に定める当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることが出来ない場合の措置を定めるものであります。
- ③ 上記「1. 単元株式数の変更について」に伴い、定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。
- ④ その他、不要となった文言を削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～5. (条文省略) 6. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業及び障害者等に対する障害福祉サービス事業 7.～11. (条文省略) (公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株式 (単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000株</u>とする。 (株式取扱規定) 第12条 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載</u>または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規定」による。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第2条 (現行どおり) 1.～5. (現行どおり) 6. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、<u>第1号事業</u>及び障害者等に対する障害福祉サービス事業 7.～11. (現行どおり) (公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株式 (単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。 (株式取扱規定) 第12条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規定」による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(附則) 第8条の変更は、平成30年10月1日をもって、その効力が発生するものとする。 なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除するものとする。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成30年6月27日 (水曜日)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成30年6月27日 (水曜日)

以 上